

和歌山市告示第278号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年7月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

氏名又は名称	住所又は所在地
梶本 政希	和歌山県和歌山市木ノ本487番地5